

商品代金受け払い規則

(総 則)

第1条 この規則は、市民生活協同組合ならコープ（以下、生協という）の組合員が共同購入利用代金等（以下、利用代金等という）の生協への支払いを自動引き落とし又は現金によって行う際のルールを定めるものです。

(自動引き落としによる支払の承諾)

第2条 自動引き落とし申込書の提出をもって、利用代金等の支払を預貯金口座引き落としにより支払うことの承諾とします。

(本人確認等)

第3条 自動引き落とし申込書の提出を受けた際に、信用情報に関する調査をおこなう場合があります。脱退時の本人確認は引き続きおこないません。

(利用代金等の請求)

第4条 組合員に対する利用代金等の請求は、生協が発行する請求書にもとづいて行います。

- 2 自動引き落としによる請求は、前月27日から当月26日までの期間に配達、請求した利用代金等の1カ月分をまとめて行い、生協が指定する期日にこれを引き落とします。
- 3 第2項の引き落としにおいて、利用代金等の請求額を超える返金額がある場合は、第2条に定める預貯金口座に差額を振り込みます。
- 4 現金支払分の請求は、商品をお届けした翌週に生協が発行する班別現金集金封筒で行います。
- 5 自動引き落とし申込書は、生協が取り扱う金融機関に預貯金口座の照合が完了しない場合において、現金又はコンビニ収納で支払うものとします。
- 6 商品を返品された場合、引き落とし締め日によって返金が翌々月になる場合があります。

(引き落とし日)

第5条 前条に定める生協の引き落とし日は、毎月5日とします。5日が金融機関休業日に該当する場合は、翌金融機関営業日に引き落としを行います。組合員は生協から自動引き落としの請求があれば、引き落とし日の預貯金残高に十分な注意を払い、支払いが遅延しないように努めなければなりません。

- 2 前項にもかかわらず引き落とし不能となった場合は、19日に再引き落としを行います。19日が金融機関休業日に該当する場合は、翌営業日に引き落としを行います。

(利用限度額)

第6条 第2条の自動引き落とし申込書の提出後、3ヵ月間は第4条2項による期間に利用できる商品の利用代金等の1ヵ月の限度額を5万円とし、1回あたりの上限を2万円とします。

- 2 前項にかかわる上限を超える注文があった場合、商品の配達を中止する場合があります。
- 3 但し、利用代金等の限度額は、支所長の特別の許可がある場合はこの限りではありません。

(残高不足による再引き落とし不能等)

第7条 生協は、引き落とし口座の預貯金残高不足により再引き落とし不能となり、第5条第1項及び第2項に定める支払いができなかった組合員に対して、共同購入の注文受け付けを停止します。

- 2 前項の組合員は、再引き落とし不能となった請求額と次回引き落とし予定の2カ月分を引き落としでなく、現金又はコンビニ収納で支払うものとします。また、生協から遅延手数料200円を含めた請求があれば、指定する期日までに現金で支払わなければなりません。
- 3 現金支払の組合員についても、利用代金等の入金を確認できるまで、生協は共同購入の注文受け付け停止の措置をとることができます。

(口座不備による引き落とし不能)

第8条 5日または19日の引き落日に金融機関または生協の登録不備により引き落しを実行できなかった場合は、該当する組合員は、生協が指定する期日までに再引き落し不能となった請求額1ヵ月分を現金で支払うものとします。

2 生協は、前項に該当する組合員が指定する期日までに支払いをしない場合は、共同購入の注文受け付けを停止することができます。

(口座変更または解約の禁止)

第9条 組合員は、生協に事前に通知することなく口座の変更、解約または金融機関に対する引き落とし停止を申し込むことはできません。

2 生協は、組合員の責任で口座不備による引き落とし不能が生じた場合は、組合員に対し、第7条第1項に規定する措置をとることができます。

(支払い計画書、誓約書の提出)

第10条 第7条、第8条または第9条に該当する組合員は、生協が指定する期日までに支払いできない場合には、未払額と支払い期日を約する旨の書類を生協に提出しなければなりません。

2 前項に定める支払い期日は、再引き落とし不能となった日から1ヵ月以内とします。

3 現金支払の組合員の支払期日は、商品代金の集金予定日から1ヵ月以内とします。

(支払いの遅延、誓約書を提出されない場合)

第11条 生協は、前条の組合員が前条第2項に定める期日までに支払いがない場合、または支払い計画書・誓約書の提出がない場合には、法的手続きを含めた措置をとることができます。

2 生協は、前項に該当する組合員の未払いの利用代金等に対して、集金予定日又は再引き落とし不能となった日から起算して年12%を限度として別途定める遅延損害金を請求することができます。

(出資金、組合員借入金の払い戻し停止)

第12条 第10条または第11条に該当する組合員は、利用代金等の清算を終了するまでは出資金の払い戻し及び組合員借入金の解約をすることはできません。

(連帯保証人の設定)

第13条 生協は、第10条または第11条に該当する組合員に対して、連帯保証人の設定を求めることができます。

(管轄裁判所)

第14条 第11条第1項の法的手続きは、奈良地方裁判所または奈良簡易裁判所において行うものとします。

(改 廃)

第15条 この規則の改廃は理事会において決定します。

(実施時期)

第16条 この規則は、1991年3月5日から実施します。

2 この規則は、1994年12月22日から一部を改定して実施します。

3 この規則は、2005年3月31日から一部を改定して実施します。

4 この規則は、2007年3月29日に一部を改定し、3月30日から実施します。

5 この規則は、2008年9月25日に一部を改定し、9月26日から実施します。

6 この規則は、2012年2月23日に一部を改定し、4月1日から実施します。

7 この規則は、2016年2月24日に一部を改定し、4月1日から実施します。

8 この規則は、2022年7月1日に一部を改定し、7月1日から実施します。